

# 自転車ヘルメット購入費用を助成します



自転車による交通事故被害の軽減をさせる自転車用ヘルメットの着用率の向上を図ることを目的に、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します!!

## 補助対象者

市内に住民登録がある方で、令和6年3月31日現在、満65歳以上(昭和34年4月1日以前生まれ)の方、満16歳から18歳の高校生世代(平成17年4月2日から平成20年4月1日生まれ)の方

## 補助金額

ヘルメットの購入費用の2分の1(上限は3,000円)  
※購入時の割引やポイント利用分を差し引いた金額となります。

## 補助対象となるヘルメット

安全基準を満たしている新品の自転車用ヘルメットで、令和5年8月4日以降に購入した物。  
※新品でも個人間の取引で購入した物は対象外。

## 申請に必要な書類

- ・小松島市自転車ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書
- ・同意書兼誓約書
- ・安全基準の認証確認ができる書類  
(保証書、取扱説明書、安全基準マークが確認できるヘルメットの写真等のいずれかまたはヘルメット現物)
- ・領収書(ヘルメット代金、メーカー、品名の記載をお願いします。)
- ・申請者本人の振込先口座が確認できる通帳の写し  
※メールによる申請は受け付けておりません。

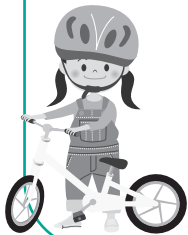
## 問 市市民環境課

☎32・2132 / FAX33・2234

✉shiminseikatsu@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 「秋の交通安全運動・

## 自転車ヘルメット着用促進キャンペーン」実施



9月30日、みはらしの丘あいさい広場にて、日本競輪選手会徳島支部、小松島警察署、小松島市の協働で啓発キャンペーンが行われました。競輪選手会徳島支部から、中野光太郎選手、久田裕也選手、ガールズケイリンの藤原春陽選手が参加し、買い物客にチラシやミニライトセット等を手渡し、自転車走行時のヘルメットの着用を呼びかけました。



## 地震による被害を最小限にするため、家具転倒防止対策等をしませんか? 感震ブレーカーの設置費用も補助!締め切り間近!

### ①相談員派遣事業

ご自宅に相談員を派遣し、ご家庭の状況に応じた家具配置等の減災化対策を提案します。

■自己負担 無料

### ②減災化対策支援事業

ご自宅に作業員を派遣し、危険箇所に対して家具の移動・固定等を行い、安全性を向上させます。併せて感震ブレーカーを設置する場合は、設置費用を補助します。

■補助金額 補助対象工事費の5分の4以内(最大1万6千円)+感震ブレーカー設置費用(10万円)を補助します。  
※ご自身で購入した器具は対象外です。

申込・問 市住宅課(市役所2階)

☎32・2120 / FAX32・7800

✉juutaku@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

### ①・②共通事項

#### ■必要要件

平成12年5月31日以前に着工された住宅(非木造住宅も含む)で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎現在居住している住宅

(貸家の場合は所有者の同意書が必要)

◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと。

■申込者 対象となる住宅の居住者で、次のいずれかの要件を満たすもの

●65歳以上の高齢単身世帯または高齢夫婦世帯等

●要介護または要支援の認定を受けている世帯

●障がい者手帳所有者がいる世帯

■受付期限 12月22日(金)まで ※土日祝日は除く

■申込方法 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)とはんこをご持参の上、お申し込みください。